

(別紙) 任命権者別の雇用率

平成30年6月時点

	修正前	修正後	法定雇用率	必要とする障害者数(軽度換算)
知事部局	2.57%	2.44% (8月22日修正)	2.5%	4人
水道局	2.79%	2.50% (8月22日修正)		0人
企業土地管理局	*1.99%	修正なし		0人
病院局	*2.48%	2.32% (10月12日修正)		2人
教育庁	2.04%	1.56% (8月24日修正) (10月16日再修正)	2.4%	190人
警察本部	2.14%	修正なし	2.5%	**4.5人

※ 「法定雇用障害者数」(職員数に法定雇用率を乗じて得た数)は満たしている。

※※ 短時間勤務(20時間以上、30時間未満)は0.5人と換算するため。